



野洲市債権管理条例について ～債権管理における課題と取組～

平成31年4月1日

野洲市役所納税推進課





制定の背景

◎債権管理条例の必要性

①私債権等の整理（放棄）の必要性

- ・長期に渡る不良（徴収不能）債権の整理
→正確な財政状況の把握

②効率的な債権管理体制（一元管理体制）

- ・滞納している市民の状態を総合的に把握
→生活困窮者の発見と生活再建に向けた支援へ
繋ぐ（＝複数の窓口で事情説明しなくて済む）
 - ・債権管理に必要な知識・経験を蓄積
- 



経緯

- 平成25年12月 ～ 平成27年3月末
 - 野洲市債権適正管理検討プロジェクトチーム
 - 管理及び徴収に係る現状調査、適正管理手法の検討
 - 総務課主導（学校教育課、こども課、住宅課、環境課、上下水道課、市民生活相談課）
 - 滞納者 ≡ 多重債務者（消費生活） ≡ 生活困窮者
 - 市民生活相談課と納税部局の連携
- ⇒生活再建の視点を踏まえた条例 生活困窮者への支援

平成27年4月1日 野洲市債権管理条例等の施行





野洲市債権管理条例

＜市の債権の性格＞

- 公共サービスを支える財源 税
- 公共サービスの対価 料金

□ 滞納の補填はいずれも税財源

□ 市民生活を支えるための財源(債権)

市民生活を壊してまでは回収しない

滞納を市民生活支援のきっかけにする

ようこそ
滞納いただき
きました?!

滞納は
生活状況の
シグナル

特徴① 生活困窮者支援-1

非強制徴収公債権・私債権

- ・徴収停止（野洲市債権管理条例第6条）
 - － 「生活困窮」を理由に徴収停止ができる
 - － 地方自治法施行令には「ない」

■野洲市債権管理条例

(徴収停止)

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。



特徴① 生活困窮者支援-2

- ・ 債権放棄（野洲市債権管理条例第7条）
 - － 「生活困窮」を理由に債権放棄ができる

■野洲市債権管理条例

（債権放棄） ※一部抜粋

第7条 市長は、市の非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金又は遅延損害金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、非強制徴収公債権等その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。

特徴① 生活困窮者支援-3

- 債権管理審査会（同条例施行規則第14条）
 - 私債権等を放棄する（同条例第7条）ための債権管理審査会に市民部生活相談課長も参加
 - 生活困窮者支援の視点をここでも入れる

■野洲市債権管理条例施行規則

（債権管理審査会）

第14条 条例第7条に規定する債権放棄の可否を審査するため、野洲市債権管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 総務部長

(2) 総務部納税推進課長

(3) 総務部税務課長

(4) 市民部市民生活相談課長

(5) 当該債権を移管前に所管していた所管課長等



特徴② 一元管理

- 納税推進課の役割（生活再建⇒ 後期のフィルター）
徴収困難な債権（主に私債権と非強制徴収公債権）について各所管課から債権の移管を受けて管理
 - ※税の滞納整理で取得した知識・経験の活用 = 効率化
 - 移管を受けた債権の法的措置（強制徴収）
 - 移管を受けた債権（私債権）の債権放棄
 - 債権所管課が行う債権管理業務への支援（研修・相談対応）
- 債権所管課の役割（生活再建⇒ 初期のフィルター）
 - 生活再建にかかる支援を踏まえた納付指導
 - 市民生活相談課との連携（野洲市債権管理条例施行規則第6条）



債権管理事務の効果

①何故、今、生活困窮者対策か？

→差押による一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が、長期的な納税額が大きい。

→頼りがいのある行政：市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながる。

（行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン）

②業務の効率化

→差押よりも債務整理の方が納税額を生み出しやすい。

（参考）H28～H30年度（3年間）の実績

- ・市税差押 304人（21,181,106円を換価）≒@70,000
- ・多重債務相談 13人（3,072,226円を税金等へ充当）
≒ @236,000

※『野洲市生活困窮者支援事業報告書』より



債権管理事務の課題①

課題① 情報の共有化

- 情報の取得が難しい

→強制徴収公債権：**非常に強力な財産調査権**

(国税徴収法第141条等)

→私債権や非強制徴収公債権：**限られた調査権**

同じ公の債権なのに・・・

- **税**情報の活用が難しい

→地方税法第22条による守秘義務の壁

他の自治体等から情報提供を受けるのも困難。

滞納者の生活状況を総合的に判断できない・・・





課題①に対する対応と成果

課題① 情報の共有化

◎対応

- ・ 地方税法等による守秘義務に対する要望書提出

H29年3月24日

生活困窮者等の発見・支援における税等の情報の活用ができるよう、生活困窮者自立支援法の改正を厚生労働省社会・援護局、総務省自治税務局に要望。

※「生活困窮者自立支援法」は、税情報の内部利用ができる「空家等対策の推進に関する特別措置法」と法の目的（地域住民の生命、身体又は財産を保護する）が共通している。



債権管理事務の課題②

課題② 生活困窮者の市民生活相談課への誘導

- 困っている市民を市役所から見つけて生活支援に繋げ、生活改善・納付へと導く
 - 困っている市民は自ら相談に来ない（来れない）
 - 市の情報を活用し、相談（生活支援）に繋げる



課題②に対する対応と成果

課題② 生活困窮者の市民生活相談課への誘導

◎対応

- 各課の納付相談等における対応研修
- 税の督促状、催告状に案内チラシを同封
 - ※年間約2万通
- 頼りがいのある市役所のアピール
 - 支援する者が積極的に対象者を発見する
 - 滞納を市民からのSOSとして捉える
 - 強い調査権限をもつ強制徴収公債権が先頭に立って情報収集する
 - ※ただし、情報共有には課題①の壁



課題②に対する対応と成果

課題② 生活困窮者の市民生活相談課への誘導

◎実績（成果）

- 生活困窮者の市民生活相談課への誘導

自立相談支援事業（市民生活相談課）

平成30年度 新規相談受付件数：315人

- 相談経路

関係機関等（主に福祉・税）からの紹介：179人

内、納税推進課からの紹介：29人

→債権管理条例の取組により、庁内連携の仕組みが強化された成果

※『野洲市生活困窮者支援事業報告書』から引用。

実績

◎これまでの債権整理の実績

年度	移管件数	債権放棄	放棄理由	回収
H27 ～ H29	17者	市営住宅使用料 7者 3,454,300円 水道料金 6者 158,504円	生活困窮 4者 破産 3者 行方不明 2者 時効消滅 4者	上下水道料金 1者 94,777円 督促手数料500円 印紙等2,434円
H30	1者	生活保護返還金 1者 1,633,457円 水道料金 2者 119,144円	生活困窮 2者 時効消滅 1者	社会保険料返還金 1者 32,338円 市営住宅使用料(*1) 1者 136,600円

(*1) H30年度回収実績 市営住宅使用料は別途 91,000円の援用あり

参考

■ 地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

強制徴収公債権・非強制徴収公債権関連

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

■ 地方自治法施行令

(免除)

非強制徴収公債権・私債権関連

第171条の7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

■ 地方自治法施行令

(徴収停止)

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。



■地方税法

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

■地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。



■空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

■野洲市債権管理条例施行規則

(納付指導)

- 第6条 所管課長等は、前条第2項に規定する督促状の納付期限が経過してもなお債務者が債務を履行しない場合は、速やかに納付指導を行うものとする。
- 2 前項の場合において、所管課長等は、債務者の生活状況、資力及び財産を調査し、個々の債務者の状況に応じた適切な納付指導を行うものとする。
 - 3 所管課長等は、前項の調査において債務者が債務超過等の状況で生活再建に係る支援が必要と認めたときは、市民部市民生活相談課と連携して納付指導を行うものとする。

■ 国税徴収法

(質問及び検査)

第141条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人